

## 要 請 書 (案)

飲酒運転の撲滅については、県議会としても、「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」(平成20年3月21日施行)を制定するとともに、6月定例会の議会運営委員会等において、再三再四にわたって注意を喚起し、重ねて再発防止の取組みを求めてきたところである。それにもかかわらず、県民に範を示すべき県職員や警察職員による飲酒運転等の非違行為が繰り返し発生していることは、誠に遺憾であり、慙愧に堪えない。

また、さらに、7月10日に仙台市において県職員が宮城県迷惑防止条例違反の疑いで逮捕された事案に至っては言語道断である。

これらの度重なる不祥事は、県行政に対する信頼を著しく失墜させ、県民の県職員に託した信頼を裏切るものであり、絶対に許すことができない。

知事におかれては、県民の県政に対する信頼を一日も早く回復させるべく、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い意志で行動することを職員一人一人に確実に浸透させるとともに、職員全員が法を遵守し、いやしくも県民からの指弾を受けることのないよう、下記のことについて、敏速かつ的確に対応されるよう強く要請する。

### 記

- 1 職員による飲酒運転が後を絶たないのは、なぜか、個々の事例に照らして、その原因を徹底的に究明し、実効性のある具体的な取組みを早急に講じること
- 2 改めて職員の遵法精神の徹底を図るよう、具体的な対策をとること
- 3 不祥事に対する管理監督者の責務を明確にすること
- 4 非違行為者を厳重に処分すること